(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施 行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、介護予防・ 日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定及び更新の申請)

- 第2条 法第115条の45の5第1項及び法第115条の45の6第1項の規定による申請は、根室 市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書(様式第1号)により行うものとする。 (指定事業者の指定)
- 第3条 市長は、前条に規定する申請があったときは、法第115条の45の5第2項の規定に基づき 指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは、当該申請をした者に対し、事業者指定通知 書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。
 - 2 施行規則第140条の63の7の規定による指定を受けた事業者の指定の有効期間は、当該指定 の日の翌日から起算して6年間とする。
 - 3 第1項に規定する指定を受けた者(以下「指定第1号事業者」という。)は、その旨を当該指定 に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第4条 市長は、前条第1項に規定する指定第1号事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、根室市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第5条 指定の申請事項の変更の届出にあっては変更届出書(様式第3号)により、事業の廃止、休止 又は再開に係るものにあっては廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により、それぞれ行うものと する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この規則の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し、必要な手続を行うことができる。